

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

カンボジア訪問記！

二年ぶりに、事務所で支援している里子に会うためにカンボジアの孤児院を訪問しました。昨年はバングラデシュ訪問のために7年間で初めて孤児院訪問ができず里子にも寂しい思いをさせてしまったこともあり、今年はタイトな時間をかなり無理して二泊四日のカンボジア教育視察弾丸ツアーに参加しました。

メンバーは孤児院の運営母体 School Aid Japan (SAJ) の渡邊理事長 (元ワタミ会長) 以下、金沢のゴーゴーカレー宮森社長、Delightの高橋社長、サントリーさんやアサヒビールさん等々以前からSAJを支援しているお馴染みのメンバーでしたが、今回は、長年、孤児院を見せたいと思っていた幼稚園教諭の下の娘も同行できることになり、タイトな中にも個人的には嬉しさもある楽しい旅になりました。

● 肌で感じる経済成長！夢！熱！



二年ぶりにカンボジアを訪問して驚いたのは目を見張る経済成長の流れです。ホコリだらけでスラムのように見えた町並みも綺麗な店舗が増え、二年前には建設中だったアイススケートリンクやテレビスタジオも入ったイオンモールも完成し、日本と全く変わらない一流ブランドが並びます。デコボコだった国道も日本のODAにより倍の道幅へ拡張工事が進み舗装も綺麗になっていました。縫製工場の女工さんの月収が一昨年50ドル、昨年100ドル、今年は200ドルと上昇の一步。「二年前までは昼食代は1ドルだったけれど今は3ドルです。数年後には5ドル(625円)になると思います。そしたら日本のサラリーマンと変わりません」と誇らしげに胸を張る通訳の青年の顔が未来に向かって明るく輝いていました。もちろんプノンペンから少し離ればまだまだヤシの葉で葺いた小屋のような家が立ち並びますが、それでも二年前には感じられなかった経済成長により未来を夢見る若者のパワーと熱が感じられるようになりつつあります。

● 使命とは「命を削る何か」を見つけること...

二日目は、里親チームは、参加者が3千人にもなり次期首相と目されるソーケン副首相が参加し、渡邊理事長がカンボジア政府から勲章を授与される「日本・カンボジア友好学園」の開校式をサポートして孤児院を訪問して子供たちとたっぷり遊びました(笑)。電気も通わずクーラーも無い猛暑の学園で子供たちとサッカーやボール投げ、鬼ごっこ...もうへろへろになりました。でも、どの子も可愛くて可愛くて、沢山のパワーと癒しと勇気ももらいました。



一昨年、昨年と二年続いて孤児院の卒業生が国立プノンペン大学に合格し、フン・セン首相から「奇跡だ」とのお言葉をいただいたようですが、今年もゴミを拾って命を繋いできた7人の孤児が医者やエンジニアや会計士になる夢に向かって国立大学を受験します。貧しくても真正面から自分の人生と戦おうとしているこの子供たちに比べて、百倍も恵まれた環境にいる日本の子供は？と思うと一気に胸が苦しくなりました。

同年代の女性メンバーが、電気も水道も通わない異国の僻地で小学生から高校生まで70数人の孤児の命と人生に責任を持って働く姿を觀た娘が、帰国する飛行機の中で「いいな、あれが仕事なんだね。結婚して子供を生むこと考えると難しいけど、もし結婚諦めたら、私もあんな仕事に一生を掛けてみたい」と笑いながら話すのを聞きながら...娘に伝えたいと思ったことは、シッカリと伝わったと確信しました(笑)

◆平成27年10月よりスタート!マイナンバーの収集方法

平成27年10月から、住民票を有する国民一人一人にマイナンバーが通知されます。マイナンバーは年金・雇用保険・医療保険の手続き、確定申告等の税の手続きなどで記載が求められることとなり、事業主はそれに伴い、従業員や取引先のマイナンバーを収集しなければなりません。マイナンバー通知まで2ヶ月と迫っているなか、今回は事業主が従業員のマイナンバーを収集する際のポイントについてご説明します。

● 通知カードと個人番号カード

平成27年10月からマイナンバーを通知するための通知カードと個人番号カード公布申請書が配布されます。それらを受け取り次第、市区町村に申請すると平成28年1月以降、個人番号カードを受け取ることができます。通知カードはすべての方に送られますが、顔写真が入っていないため、本人確認(※)のときには、別途顔写真付きの証明書(運転免許証、パスポート等)が必要となります。一方、個人番号カードは裏表1枚で番号確認と身元確認ができるため、実務上は早期の個人番号カード取得をおすすめします。

※「本人確認」とは下記2条件を満たすことをいい、マイナンバー収集の際に必ず行わなければいけません。

① 番号確認…正しい番号であることの確認

② 身元確認…手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認

● マイナンバー収集のタイミング

平成27年10月からマイナンバーの通知が開始され、平成28年1月以降、社会保障、税の手続きで、各申請書にマイナンバーを記載することとなります。ここで、平成27年10月の通知後からマイナンバーの収集は可能となりますが、国が利用開始する平成28年1月時点で収集されている必要は決してありません。例えば、平成29年の初めに平成28年分の源泉徴収票が作成されるため、それまでに収集されていれば問題ないためです。

ただし、平成28年での中途退職者は、退職時点でマイナンバーを収集されていなければいけません。

また、内定者については、正式に内定通知がなされ、入社について誓約書を提出している等、確実に雇用が予想される場合(入社後に源泉徴収票を提出することが予想される場合)、その時点でマイナンバーの提供を求めることができます。

● マイナンバー収集と本人確認

マイナンバー制度では、個人番号を収集するとき、個人番号の利用目的の明示と厳格な本人確認が求められます。しかし、利用目的明示の際、従業員に対してマイナンバー記載書類の提出先を示す必要はありません。利用目的を示せば提出先も明らかになっていると解されるためです。本人確認については、先述の通り、番号確認と身元確認を指しますが、具体的な確認方法は下記ようになります。

(1) 従業員の本人確認

事業主は従業員の個人番号カードにより本人確認を行います。個人番号カードがない場合は通知カードで番号確認を、運転免許証等で身元確認を行うこととなります。

(2) 従業員の扶養親族の本人確認

① 給与所得の扶養控除申告書

事業者への提出義務者は従業員であり、扶養親族のマイナンバーの本人確認は従業員が行うため、事業者が扶養親族の本人確認を行う必要はありません。

② 国民年金の第3号被保険者の届出

事業者への提出義務者は扶養親族であることから、扶養親族マイナンバーの本人確認が必要です。ただし、実務上は従業員が代理人として扶養親族の本人確認を行うことが多くなると考えられます。

“ 経営塾 : 人材育成 ”

ちょうど4年前の記事ですが、中小企業の事業承継問題はますます重大な課題になりつつあります。

経営者は会社を作ったと同時に、会社の出口（社長の辞め方）と同時に自分のリタイアメントプランを明確にして日々仕事を進める必要があります。

【旧経営者へのメッセージ 201109.14 ブログより再掲】

★ 社長、「生涯現役」はダメですよ！

今月10日の土曜日に「NN構想の会首都圏地域会の第二期後継者育成塾」がスタートしました。時代と社会の変化に伴い激変する経営環境に対応して、自己と組織を革新し続けられる「自己革新力」を備えたタフな後継者を育てていきたいと思えます。そして、フレキシブルに変化していくための基盤である、絶対にブレない自分自身と組織の「軸」を持った経営者に育ててもらいたいと思えます。

団塊の世代の引退時期を迎え、中小企業にとって最大の課題と成りつつある「事業承継」... 後継者の育成も大切ですが、経営者の側にも考えなければならないたくさん問題が生じています。

● 家をもらえば妹が反発必至

先日、ある経営者から「会長に一言注意してもらえませんか」と困り顔で相談がありました。数年前に引退した会長が今でも毎日会社に顔を出し、幹部を捕まえては「そんなやり方じゃダメだ」と何時間も小言を繰り返して社内のモチベーションが上がらずに苦勞しているとのこと。

また、ある会社でも、退職して一般社員になった前社長（父親）が毎日出勤して現場で仕事をしているので組織的には非常に経営がやりにくく、前社長に「現場に入らないでもらえないかな」と相談したら「イヤならお前が辞めろ」と怒鳴られたとのこと。どちらが社長なのか分かりません（汗）

また、別の会社では、同様に数年前に引退した会長が毎朝出勤し、経営環境の変化に対応して経営革新と新事業構築に必死で取り組んでいる社長に対して、「余計なことするな」「俺が教えた通りにやれ」と毎日のように説教を繰り返し、社長が依頼しているコンサルタントや専門家を怒鳴りつけることもあるとのこと。

ある勉強熱心な後継者から「そろそろ社長を交代するように先生から話して貰えませんか」との相談がありました。後継者も既に40代半ば、仕事の経験も実力も身に付き、勉強熱心で経営環境の変化と戦う為の準備万端で力が漲っているのに... 70代になった社長は引退時期を決められずズルズルと保守的な過去の延長線上の経営を続けています。

典型的な「会社離れできない社長」たちの一例です。

● 家をもらえば妹が反発必至

経営環境が激変し「過去の成功体験が最大の負の資産」「過去と未来が不連続の時代」と言われる今、社会の変化を捉えられなかったり、変化に対応して自分自身を変化させられない経営者は企業の最大の重荷になっています。

経営者は自分のすべてをかけて経営に取り組みます。会社は子供よりも可愛いと言われる所以です。しかし、経営者が持つておかなければならない意識の一つに「会社の未来と自分の未来は別だ」という問題があります。人は歳を取り老いて行きますが、企業はゴーイングコンサーンとして老いる訳にはいかないのです。常に環境変化に対応してフレキシブルに経営革新を続ける若さが必要なのです。

つまり、会社の経営計画と個人のライフプランは別であるべきなのです。もし、先代社長が生涯現役を貫き通し、事業承継の準備を怠っているならば、いずれ残されたものが苦境に陥るのは明白です。経営者は元氣なうちに一度立ち止まり「自分のライフプラン」についてじっくりと考える時間を持つべきではないでしょうか？

★ 悩める相続第5弾！

今月は「相続ケーススタディ第5弾」をお送りいたします。

55歳の甲さんは、離れて一人で暮らす高齢な母親の世話をするため、実家に転居することになりました。母親の死後もできれば家を相続して住み続けたいと思っており、母親も了解していますが、気がかりなのは妹の存在です。母親の財産は小さな家だけなので、もしも甲さんが希望通り家を相続したいと言い出したら、妹は不満を抱くはずと不安に思っています。何とか争わずに家を相続する方法はないでしょうか。

● 家をもらえば妹が反発必至

国税庁が2013年に公表したデータによると、日本では相続財産に占める不動産比率は土地41.5%、家屋5.2%と合わせて5割近くになります。

甲さんの母親のように、主な財産が自宅だけという例は珍しくありません。土地、家屋などの不動産は現金などに比べて分けるのが難しくトラブルになるケースが多く見られます。

● 家の分け方

法的に言えば、不動産を相続人の間で分ける方法はいくつかあります。

まず土地をスペース的に分け合うのが「現物分割」ですが、よほど大きな敷地がある家でない限り、現実的には難しいと言えます。

2つ目は、家をいったん売却したうえでその代金を分け合う「換価分割」です。甲さんの場合、実家に住み続けたいと思っているので、家を手放すこの方法は選択肢から外れます。

その他には「代償分割」もあります。代償分割とは家を相続した人が他の相続人に対して、自分の財産から現金（代償金）などを渡すことで納得してもらうことです。

甲さんの場合は代償分割が希望にかなうようにみえますが、実現には高いハードルがあります。

高いハードルとは代償金をいくらにするかです。代償金の額を決めるには家の価値を評価する必要があります。その基準として固定資産税評価額にするか、時価にするかという問題が争点になります。

固定資産税評価額は公的な評価ですが、現実の売場動向などを映す時価よりも通常低く、代償金をもらう側の相続人は納得しにくいと言えます。逆に時価の場合には、代償金を払う側が難色を示しそうです。一般的には代償金を支払う側がある程度、譲らないとまとまらない場合が多いようです。

● 代わりに現金を渡す

何とか代償金の額を決めたとしても、そのお金をどう用意するのも重要な問題です。

甲さんがまとまったお金を持っていない場合は、母親が生命保険に契約し、死亡保険金をあてる方法があります。生命保険契約は保険金の受取人を指定でき、保険金が受取人固有の財産となります。つまり、保険金は代償金にあてやすいのです。この場合は保険金の受取人を甲さんに指定しておくことが肝心です。

家は兄が相続するから保険金は妹へ、などと単純に考えてはいけません。先に記述したように保険金は相続財産ではなく、受取人固有の財産のため、遺留分の計算の対象からは外れるからです。妹が保険金を受け取ったうえで、最低限の相続権利である遺留分を請求する可能性もあるからです。



（株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

相続は人の「思い」も含め難しい問題があります。

今年の相続税改正以降、相続に関する相談や、トラブルが増加しています。相続に関して不安のある方は早めにご相談下さい。

ご自身でお悩みの前に、先ずはご相談下さい。

今月の一言…“良薬は口に苦し”

優しくて、弱くて、ビビリながら…

それでも強くなった人が「本物」である

勇気とは、自分の気持ちをコントロールできることを言う。

自分の気持ちや欲を一旦横に置いて冷静になれるのが勇気。

強い人には強い欲と強い恐怖があり、弱い人には弱い欲と弱い恐怖がある。

だから人は、強くて弱くても常に対等である。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 8 8)

- ★ 人と接していて、手本にしたいと思う人と逆にそうはなりたくないと思う人がいます。しかし反面教師とはよく言ったもので、そうなりたくない人の行動を見て自分を振り返ってみると、それが自分にも当てはまり、自分が反省をすることも多々あります。また、物（事柄）へのこだわりも人それぞれですが、ある事にこだわり過ぎてとても窮屈そうに見える人もいます。他人から見ると自分にもそういう部分があるかもしれません。そのときは必死でも後から振り返ってみると、大したことなかったりするのですよね。 (KARINO)
- ★ 愛知への帰省に初めて夜行バスを使いました。帰省を決めたのが遅かったので新幹線のチケットが取れなかっただけなのですが、初めてのことはワクワクします。乗ってみると思ったよりも広い座席にビックリ！出発してひと通りの案内が終わると消灯になってしまうのですが、これまたワクワク。思わず自分でも子供か!?!と突っ込みたくなりましたが、案の定、寝不足になり、せっかくの帰省は頭が冴えないまま過ごすことになりました。家族が元気な様子で安心しましたが、次回はもう少し大人になろうと思います。 (YAMAMOTO)
- ★ 8月の2、3日に開催される花火大会を見に長岡に帰省してきました。この花火大会は戦後、戦没者の慰霊と復興を目的に開催されてきたのですが、2004年の中越地震の復興祈願のために企画されたフェニックスの打ち上げ以降、観覧者数が増え今年は2日間で100万人を越えたとのことでした。2km以上の幅で打ち上げられるフェニックスは視界の全てが花火で覆われ、その迫力に圧倒されました。3歳の娘にとって良き夏の思い出になればと思います。皆様にも是非一度は見て頂きたい花火大会です！ (TOCHIKURA)
- ★ 今朝、カンボジア教育視察弾丸ツアーから帰国し、来週末から40日間のヒマラヤ遠征に出かけます。予定していたチベット・ヒマラヤのチョ・オユー (8210m) は突然の中国政府のチベット入国禁止令により登山が出来なくなりました。急遽、検討した結果、世界第6位のチョ・オユーより47m低い世界第8位の高峰マナスル (8163m) に行くことになりました。テレビ番組でイモトが登った山と言った方が有名ですが、世界の8千メートル峰の中では唯一1956年に日本隊が初登頂を果たし、当時一大登山ブームを巻き起こした日本人にはゆかりのある山です。三年前にヒムルン (7128m) に登頂して以来の人生最高度…「昔、高い山に登った」という思い出話ではなく、「これから人生で一番高い山に登る」という成長感にワクワクします。20代の頃、次々と憧れの岩壁に逝った山仲間の透き通ったガラスのように純粋な人生に比べると、見なくても良いモノまで沢山見てしまった汚れた人生かもしれませんが、いつか天国で再会した仲間に「お前も結構頑張ったじゃない」と言ってもらえる人生を突っ走りたいと思います。 (IZUMI)



TEAM 横浜総合事務所

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日!

日時：平成27年9月16日(水)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 32,400円

昼食代込 (お二人迄参加可)

★ “未来創造塾” 毎月開催、経営者セミナー <※※※会員募集中※※※>

第6回「主要改正項目を分かりやすく解説!平成27年度 税制改正」

講師：税理士法人 横浜総合事務所 Team税務支援 土屋 和宏

日時：平成27年9月17日(木)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 5,000円

★ “後継者育成塾” 4期生募集中

創業者の志を継承する「人財」を育成します!

主催：NN構想首都圏地域会LLP

日時：平成27年5月15日(金)～平成29年3月4日(土)

場所：日帰り／(株)日本BIGネットワークセミナールーム(東京駅八重洲口徒歩4分)

泊まり／湘南国際村センター セミナールーム(逗子駅よりバス20分)

募集：全12日間(内3回1泊2日) 90万円(税抜き)

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人材経営センター、(株)日本M&Aセンター、(株)日本エスクロー信託

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人日本フードアドバイザー協会

(株)パワーズプロジェクトマネジメント、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0021 横浜市中区日本大通 17JPR横浜日本大通ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所／TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります